

第 4 0 号 議 案

令 和 6 年 9 月 12 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和6年9月11日付6議事第150号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

| 議 案 名 | |
|----------|------------------------------------|
| 1 | 第183号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 2 | 第184号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 3 | 第185号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 第187号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 第197号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 意 見 | |
| 異議ありません。 | |

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 目 目 文 | 内 容 |
|---|--|
| 期末手当の不支給 第21条の2の2 第3号 第4号 期末手当の 一時差止め 第21条の2の3 第1項第1号 第3項第1号 | 【刑法等の改正に伴う文言整備】 懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことによる文言整備 「禁錮」→「 <u>拘禁刑</u> 」 |
| 施行期日 附則第1項 | 令和7年6月1日 |
| 経過措置 附則第2項 | 施行日前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、該当の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。 |

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「1」と同様の改正を行う。

3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 目 目 文 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 失職の例外 第8条第1項 | 【刑法等の改正に伴う文言整備】 懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことによる文言整備 「禁錮の刑」→「 <u>拘禁刑</u> 」 |
| 施行期日 附則 | 令和7年6月1日 |

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 当 条 目 目 文 | 内 容 |
|---|---|
| <p>退職手当の支払いの差し止め 第18条第1項第1号 第5項第2号</p> <p>退職後禁錮刑以上の刑に処せられた場合の退職手当の支給制限 第19条見出し 第1項第1号</p> <p>退職した者の退職手当の返還 第20条第1項第1号</p> <p>退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付 第22条第4項</p> | <p>【刑法等の改正に伴う文言整備】 懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことによる文言整備 「禁錮」 → 「<u>拘禁刑</u>」</p> |
| <p>施行期日 附則第1項</p> | <p>令和7年6月1日</p> |
| <p>経過措置 附則第2項</p> | <p>施行日前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、該当の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。</p> |

5 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

| 項 該 当 条 目 目 文 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| <p>委員の解職 第十三条第二号</p> | <p>【刑法等の改正に伴う文言整備】 懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことによる文言整備 「禁錮」 → 「<u>拘禁刑</u>」</p> |
| <p>施行期日 附則</p> | <p>令和7年6月1日</p> |

6 議事第 1 5 0 号
令和 6 年 9 月 1 1 日

東京都人事委員会委員長
中 西 充 殿

東京都議会議長
宇 田 川 聡 史
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 6 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 8 3 号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 8 4 号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 8 5 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 8 7 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 1 9 7 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 5 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（9頁）

第百八十五号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第二十一条の二の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

第百八十五号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百九十七号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の二の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例第二十四条の二の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第二十四条の二の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

第百九十七号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百八十三号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百八十三号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

第百八十七号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第五項第二号、第十九条の見出し、同条第一項第一号、第二十条第一項第一号並びに第二十二條第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十八条第一項及び第五項、第十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十二條第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

第百八十七号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百八十四号議案

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百八十四号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 5 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（10頁）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>第一条から第二十一条の二まで（現行のとおり） （期末手当の不支給）</p> <p>第二十一条の二の二（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 第二十一条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十一条の二の二（現行のとおり） （期末手当の一時差止め）</p> <p>第二十一条の二の三（現行のとおり）</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同じ。）</p> | <p>第一条から第二十一条の二まで（略） （期末手当の不支給）</p> <p>第二十一条の二の二（略） 一及び二（略）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 第二十一条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十一条の二の二（略） （期末手当の一時差止め）</p> <p>第二十一条の二の三（略）</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同</p> |

| | |
|---|--|
| <p>をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>二及び三 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者(前条第一項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第三号において同じ。)が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二から五まで (現行のとおり)</p> <p>4から6まで (現行のとおり)</p> <p>第二十一条の二の四から第二十三条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第七まで (現行のとおり)</p> | <p>じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>二及び三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者(前条第一項の規定に該当する行為があると思料された場合を除く。次号及び第三号において同じ。)が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二から五まで (略)</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第二十一条の二の四から第二十三条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第七まで (略)</p> |
|---|--|

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第一条から第二十四条の二まで（現行のとおり） （期末手当の不支給）</p> <p>第二十四条の二の二（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 第二十四条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十四条の二の二（現行のとおり） （期末手当の一時差止め）</p> <p>第二十四条の二の三（現行のとおり）</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> | <p>第一条から第二十四条の二まで（略） （期末手当の不支給）</p> <p>第二十四条の二の二（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 第二十四条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第二十四条の二の二（略） （期末手当の一時差止め）</p> <p>第二十四条の二の三（略）</p> <p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項第三号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> |

| | |
|---|---|
| <p>二及び三 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者(前条第一項の規定に該当する行為があると思量された場合を除く。次号及び第三号において同じ。)が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二から五まで (現行のとおり)</p> <p>4から6まで (現行のとおり)</p> <p>第二十四条の二の四から第二十五条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第三まで (現行のとおり)</p> | <p>二及び三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 第一項第一号の規定により一時差止処分を受けた者(前条第一項の規定に該当する行為があると思量された場合を除く。次号及び第三号において同じ。)が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二から五まで (略)</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>第二十四条の二の四から第二十五条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第三まで (略)</p> |
|---|---|

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （失職の例外）</p> <p>第八条 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第九条（現行のとおり）</p> | <p>第一条から第七条まで（略） （失職の例外）</p> <p>第八条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第九条（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第一条から第十七条まで（現行のとおり） （退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十八条（現行のとおり）</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>6から10まで（現行のとおり）</p> | <p>第一条から第十七条まで（略） （退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三（略）</p> <p>6から10まで（略）</p> |

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十九条 (現行のとおり)

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二及び三 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

(退職をした者の退職手当の返納)

第二十条 (現行のとおり)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二及び三 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

第二十一条 (現行のとおり)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十二条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十九条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二及び三 (略)

2から6まで (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第二十条 (略)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二及び三 (略)

2から6まで (略)

第二十一条 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第二十二条 (略)

2及び3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の

の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5から8まで（現行のとおり）

第二十三条から第二十五条まで（現行のとおり）

日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5から8まで（略）

第二十三条から第二十五条まで（略）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第一条から第十二条まで（現行のとおり） （委員の解職）</p> <p>第十三条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三から五まで（現行のとおり）</p> <p>第十四条から第十八条まで（現行のとおり）</p> | <p>第一条から第十二条まで（略） （委員の解職）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>三から五まで（略）</p> <p>第十四条から第十八条まで（略）</p> |